

令和8年第6回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和8年6月26日（金）

午後3時

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 委員就任あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 教育長諸報告

- (1) たつの市議会6月定例会一般質問について
- (2) 新宮地域小中一貫校について
- (3) 不登校・いじめについて

5 議事

- 報告第17号 たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について
- 報告第18号 工事請負契約に係る意見の申出について
- 報告第19号 たつの市中央学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について
- 報告第20号 たつの市北学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第20号 たつの市教育委員会事務事業点検・評価検討委員会委員の委嘱について
- 議案第21号 たつの市立学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第22号 たつの市社会教育委員の委嘱について
- 議案第23号 たつの市公民館運営審議会委員の委嘱について

6 自由討議

- 7 次回教育委員会開催予定日 令和8年7月29日（水） 午後1時30分～
- 〃 開催場所 （新館3階 301、302会議室）
- 次々回教育委員会開催予定日 令和8年8月 日（ ） 午後 時 分～
- 〃 開催場所 （ ）

8 閉会宣言

令和 8 年第 6 回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和 8 年 6 月 2 6 日（金）

午後 3 時

ところ 市役所新館 3 階 3 0 1、3 0 2 会議室

教育長

ただ今から、令和 8 年第 6 回たつの市教育委員会定例会を開会します。

まず、大西章委員の就任について報告いたします。大西章委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、6 月 1 日付けで、本市の教育委員として山本市長より辞令交付されましたので報告いたします。任期につきましては残任期間となることから、令和 9 年 1 1 月 1 7 日までとなります。それでは、一言お願いいたします。

委員

ただいまご紹介いただきました大西です。これまで学校教育や社会教育のそれぞれの現場で多くの方にお世話になり、様々な指導をいただきました。特に、教育委員会の方々には本当にお世話になりました。これまでの経験を少しでも生かしながら、子どもたちの明るい未来のため、そして社会教育や教育行政の充実のために、少しでもお役に立てたらと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。それでは、会議録署名委員の指名を行います。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、（3）不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定により、また、議事の報告第 1 7 号「たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について」は、同規則第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、議案第 2 0 号「たつの市教育委員会事務事業点検・評価検討委員会委員の委嘱について」、議案第 2 2 号「たつの市社会教育委員の委嘱について」及び議案第 2 3 号「たつの市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、同規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の 3 分の 2 以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) たつの市議会 6 月定例会一般質問について報告します。まず、今回の定例会において、新宮地域の小中一貫校について、小学校の名称を「はりま新宮小学校」、中学校の名称を「はりま新宮中学校」と決定することについて議案として提出し、議決されました。なお、施行日は令和 10 年 4 月 1 日からとなりますが、これから校章や校歌、制服等を決定していく上で、施行前であっても学校名を使用しなければならない可能性があります。そのため、施行前でも「はりま新宮小学校」「はりま新宮中学校」の名称を使用できるという点についても併せて議決いただきましたのでお知らせします。

それでは、一般質問について説明します。

まず、山本直人議員から、野見宿禰ゆかりの地・たつの市への相撲巡業の誘致についてのご質問でした。まず、本市への大相撲巡業の誘致についてですが、市内には 4 つの体育館がありますが、いずれも地方巡業ができるほどの規模ではなく、誘致は困難であることをお答えしました。次に、相撲による観光振興、スポーツ振興、青少年健全育成について、どのような展望を持っているかということについては、龍野歴史文化資料館で相撲に関する展示を行っていることや、淡口醤油を使用した野見宿禰みたらし団子の商品開発に触れました。また、青少年健全育成としては、毎年開催されている野見宿禰杯わんぱく相撲大会などに取り組んでおり、今後も充実させていくとお答えしました。また、(仮称) 野見宿禰ドームの建築についてですが、本市はたつの市公共建築物再編実施計画を策定しており、この計画では施設の機能集約を進めるという大きな枠組みを規定しています。そのため、新たな施設を整備することは難しいこと、また、現在多くの工事を抱えている中で、合併特例債が今年度で終了となるなど財源の制約もあることから、将来の課題とさせていただくと回答しました。この件については、山本議員から市長にも再度お尋ねになりましたが、市長も同様に、将来の課題であると答弁されました。

次に、肥塚康子議員からのご質問でした、まず、大項目として子どもたちの心のケアについてということで、不登校児童生徒の現状と課題についてのご質問でした。令和 5 年度が小学校で 2.6%、中学校で 7.4% であり、全国平均よりも高い状況でしたが、令和 6 年度には小学校で 1.5%、中学校で 5.4% となり、全国平均よりも低い状況となりました。課題についてですが、一人ひとりの状況に応じた支援の充実と、不登校にならないようにする予防的な指導や支援の強化が課題であることをお答えしました。次に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの相談体制の現状と利用状況についてのご質問でした。現在は 9 名のスクールカウンセラーが全小中学校に対応していますが、令和 7 年度の実績からすると、1 人当たり約 300 件の相談を受けています。スクールソーシャルワーカーについては、各中学校区に 1 人ずつ配置しており、学校からの要請に基づいて支援を行っていることをお答えしました。次のいじめや悩みを抱える子どもたちの早期発見・早期対応の取組については、基本的には日常的な観察が一番大切ですが、それに加えて定期的なアンケートを実施しており、迅速かつ組織的な対応を行っているとお答えしました。次の大項目が、子どもたちの命を守る取組についてです。まず、子どもたちの自殺者数について、本市はどうかというご質問に対し

て、そのような児童生徒はいないことをお答えしました。次に、学校・家庭・地域等による見守り活動の状況についてです。地域の方々にたくさん声をかけていただき、子どもたちが大人と話しやすい雰囲気を作ってくださっていること、また多くの子どもたちが参加できるイベントが開催されていることなどをお答えしました。次に、自分自身や他人を大切にする指導についてです。道徳科において、親切・思いやり・生命の尊さを題材として扱っていること、また人権教育においては人権侵害につながる偏見や差別意識の誤りの気づきのほか、相手を思いやる心情の醸成に努めているとお答えいたしました。次の大項目が子どもたちを性的被害から守る取組についてです。まず、教員に対してどのような指導をしているかについてですが、定期的な綱紀粛正の通知に加えて、報道のあった他校の教職員の非違行為事例を各学校に通知し、周知徹底を図っているとお答えしました。次に、セクストーション（性的脅迫）の被害についてどのように注意喚起しているかについてです。これについては、スマホ・ケータイ教室を実施しており、「見られて困る写真を送らない」「お金を要求されても払ない」など、犯罪の危険性から身を守る意識を高める指導を行っています。また、万が一このような被害に遭った場合には、すぐに大人に相談するよう指導しているとお答えしました。次は命の安全教育についてです。命の安全教育とは、性暴力や性教育などを理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手を尊重する態度を発達段階に応じて身につけるよう指導する教育のことです。具体的な取組として、園児に対しては、水着で隠れるところは人に見せたり触らせたりしてはいけないという指導を、小学校では保健の授業で思春期の体の変化や自分の体は自分で守るという意識の醸成、中学生に対しては性への関心と性情報の適切な扱いという単元で、性に関する危険予測・危険回避の態度を養っているとお答えいたしました。最後に、デートDV防止や性暴力防止に関する事業や啓発活動はどのように行われているかというご質問でした。本市の助産師と保健師が、市内全ての学校の中学3年生に対して思春期健康教育を行っており、その中で、性に対する正しい知識、妊娠・避妊や性感染症の予防などを教えており、その一環としてデートDVや性暴力防止についても指導しているとお答えしました。

次は、三木浩一議員からのご質問で、安心して未来に引き継ぐ教育、保育環境の充実について、御津地区において小中一貫校を推進しない理由は何なのかというものでした。現在、御津地域は1小1中の体制であり、このたび御津中学校の改修計画を作ろうとしていることについて、小中一貫校にしてはどうかという内容です。これについては前回も議論がありましたが、御津小学校についてはすでに耐震補強工事、普通教室等の空調設備整備工事、屋上防水工事などの改修を行っており、令和7年度にはトイレの洋式化改修工事も完了しています。そのため、小学校についてはそのままの校舎を使います。一方で、中学校は老朽化が進んでいるため、改修・改築計画の作成を行います。小中一貫校にしない理由としては、校舎の改築や改修を検討する際、使用できる校舎は引き続き使用し、老朽化が進んでいる校舎を優先して改築・改修するという方針をとっていることをお答えしました。次に、こども誰でも通園制度の本市の現状と、実施のための人的物的環

境整備はどうなっているかというご質問でした。まず5月末現在で46人の子どもが利用登録しており、そのうち0歳児が3人、1歳児が3人、2歳児が16人の計22人が実際に利用しているところです。人的物的環境整備への回答については資料に記載のとおりですが、これはこども誰でも通園制度に限らず、通常の保育においても同じ基準が適用されます。なお、利用者の年齢区分に応じた設備や職員を備える必要がありますが、この制度においては、通常の保育業務に支障がない限り、設備及び職員を兼ねることが可能であるとされていることから、本市でも現状の設備及び職員で受け入れているとお答えしました。

次に、和田美奈議員からのご質問で、本市の魅力を高める取組の中で、ラーケーションの導入について検討したことがあるか、利点と課題についての認識も併せて伺うというものでした。ラーケーションとは、子どもの学び（ラーニング）と保護者の休暇（バケーション）を組み合わせた造語であり、平日に学校を休んで体験活動をしてもらい、欠席扱いにしないというものです。これまでのところ、教育委員会として導入を検討したことはありません。先進的に取り組まれている愛知県の資料によると、利点としては、体験活動や歴史・文化に触れる活動など、学校外での多様な活動ができることや家庭内でのふれあいが増えることが挙げられています。一方で、課題としては、保護者が平日に休暇を取ることができない家庭では、この制度を利用できないという実態が挙げられています。2次質問において、たつの市でもこのような制度を取り入れてはどうか、調査研究・検討されてはどうかとの話がありました。

次に、西田豊和議員からのご質問でした。スポーツ・レクリエーション活動の推進について、第2次総合計画が令和8年度で最終年度を迎えるに当たり、計画に記載された4つの体育館の計画的な再配置の検討について、どのような結果になったのかという内容でした。様々な視点から調査を行ってきましたが、結局のところ、引き続き再編の方向性を検討した上で整備の基本方針を取りまとめていくこととしており、現時点では具体的な方向性は定まっていないというお答えをしました。次に、新宮中学校の屋内・屋外体育施設について、令和10年度以降どのように活用していくのかというお尋ねでした。新宮中学校が小中一貫校に移行するため、現在の施設をどのように活用するのかということになりますが、体育館については、新宮スポーツセンターに代わる施設として、必要最小限の工事を行い、地域スポーツ施設として利用します。また、屋外施設について、テニスコートは小中一貫校の生徒が主に使用することを想定しており、学校用地として残すこととしています。グラウンドについては、小中一貫校のグラウンド整備が完了する令和12年度までは学校用地として活用し、その後は利用状況により検討していくとお答えしました。次の大項目の質問は、御津地域における人工芝多目的グラウンドについてでした。更衣室、シャワー室、競技者や観覧者の日除け設備について設置するかとの質問には、設計内容には入っていないこととお答えしました。また、利用者の駐車場についてのご質問には、グラウンドの北側に位置する市有地を当面の間駐車場として利用するとお伝えしました。また、緊急車両の進入路や利用者の道路周辺の安全対策は図られているかと

という質問に対しては、グラウンドへの進入路を東西に1箇所ずつ設けることにより、緊急車両の進入路は確保されていること、周辺道路の安全対策としては、東側の交差点に信号機を設置することについて公安委員会と協議するなど、関係機関と連携して対応することをお答えしました。次に、管理部署、人的配置など今後の管理体制については、スポーツ振興課が所管し、御津体育館が管理業務を行うことをお答えしました。次の大項目は中学校部活動の地域移行についてのご質問でした。まず、学校部活動と地域クラブとでは、保護者の費用負担、保険、活動場所への移動など、どのような違いがあるのかとのことでした。まず、保護者が負担する費用についてですが、現在の部活動での徴収額と同程度の額と設定しており、大きな差異はないようにしています。一方、保険については違いがあり、部活動であれば学校活動として日本スポーツ振興センターによる保険の対象となり、地域展開では任意の安全保険等に参加することになります。また、移動方法についてですが、いずれの場合も基本的には自転車または公共交通機関での移動となっています。次に、地域展開に完全移行した場合、市の所管部署はどこになるかというご質問でした。現在は学校教育課が所管していますが、完全移行した場合の所管課については今後の状況を見ながら検討していくとお答えしました。次に、学校部活動で使用していた備品はどうなるのかというご質問でした。サッカーゴールなど、施設に備え付けの設備については、施設利用の一環として地域クラブも使うことができることとしており、ボールや楽器など、部活動で使用している学校備品の取扱については、今後のニーズを踏まえて検討していくことをお答えしました。最後の質問は、部活動が担ってきた教育的意義や効果をどのように捉えているか、今後地域展開にどのように反映・継承されるのかという内容でした。まず、部活動はスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものと捉えています。今後の教育的意義の継承については、地域クラブの運営に関する基本方針において、「生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、学校・地域と連携しながら子どもたちが主体的に活動し、部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出される場とする」と規定されていることから、それが継承されるよう指導・運営していくとお答えしました。

最後に、柏原要議員からのご質問でした。歴史文化を活かした観光まちづくりについてです。まず、文化財保存と観光活用を両立させるため、どのような基本方針を持っているのかとのことでした。現在、文化財保存活用地域計画を策定中であり、その中で「歴史文化遺産を観光振興や地域活性化に活用する」という基本方針を掲げていますので、これに沿って取り組んでいくことをお伝えしました。また、文化財保存活用地域計画との連携をどのように図るのかという質問については、基本方針をこの計画の中で定めているので、十分に連携を図って取り組んでいくことをお答えしました。

以上、大変長くなりましたが一般質問の概要について説明いたしました。何かご意見、ご質問等はございませんか。

件についてですが、再配置とは場所を移転させることなのか、どのような検討を指しているのでしょうか。

また、和田議員からのラーケーションの件については、制度の導入について要望があったのでしょうか。

事務局

施設の再配置についてですが、まず新宮スポーツセンターについては、小中一貫校の中学校の体育館となります。それに代わる施設として、現新宮中学校の体育館を最小限の修繕で利用していきたいと考えています。龍野・揖保川・御津地域の施設については、それぞれ老朽化が進んでいますので、どの施設を残し、どの施設を統合するかといったことを検討していくことになります。

委員

統合の話もあるのですか。

教育長

公共施設再編実施計画の中で、例えば図書館についても機能集約について記載されています。人口が減少している中、現在は4館体制で運営していますが、そのまま維持するかどうかを検討することになっています。全体的な考えとしては、集約していくという流れがありますので、体育館についても統合するのか、それともそのまま残すのか、これらについて検討することが再配置という意味になります。

事務局

ラーケーションの件についてですが、学校現場から取り入れて欲しいという要望があつての質問ではありません。

委員

詳しいことはわかりませんが、姫路市の様子を見ると、平日に保護者と一緒に出かけている家庭が割と多いように思います。保護者が土日出勤の仕事の場合、平日しか休みが取れないので、その休みに合わせて家族で外出しているのかもしれない。

教育長

姫路市はラーケーションを正式に導入している訳ではありませんので、現在の扱いについては欠席扱いになっています。ただ、病気欠席ではなく、家庭都合による欠席としています。このラーケーションという制度は、それを欠席扱いにしないというものですが、実際には学校を休んでいるという事実には変わりはありません。それぞれの家庭の事情もあると思いますので、平日に学校を休んで家族と外出するというようなことも、今後少しずつ抵抗感も薄れ、定着していくのではないかと思います。

委員

音楽会などの学校行事も、最近は平日に開催することが増えていきますね。

教育長

ラーケーションを導入したとしても、先行している愛知県ではそれほど利用率は高くないようです。実際のところ、多くの家庭では、夏休みやゴールデンウィークなど、子どもの休みに合わせて保護者が休むほうが多いように思います。

委員

話は変わりますが、肥塚議員がデートDVのことを質問されていま

した。学校では体の変化などについて勉強しますが、恋愛中における相手への同意の確認など、もう少し踏み込んで指導・教育すべきではないかという話もあると聞いています。

教育長

自分の体や命を守る大切さを教える教育は本当に重要なことです。子どもたちは案外深く考えていないことが多く、後になって重大な問題に発展し、学校に行けなくなってしまうケースもあります。年代に応じた様々な教育を行っていますが、基本的には相手の体を尊重するという根底の部分の指導しているところです。

ほかに、ご意見、ご質問等はございますか。

ご発言がないようですので、次に、新宮地域小中一貫校について、事務局報告願います。

事務局

それでは、資料をご覧ください。資料のレイアウトは先月と同様、左上が計画図、左下の図のピンク色の部分が工事エリアになっています。また、現時点における各所の写真を添付していますのでご覧ください。現状としては、建物の解体工事がほぼ終了し、安全対策を徹底しながら事業を進めているところです。進捗状況ですが、6月30日予定で全体に対して9.9%、解体工事は旧校舎も含めて100%となっています。

教育長

新宮スポーツセンター単体の進捗状況はいかがですか。

事務局

単体で見ますと、現在は屋根の工事が完了し、67%の進捗となっています。この数値は全体の9.9%に含まれています。工事は9月いっぱいまで完了し、10月1日から供用開始予定としており、今のところ順調に進んでいます。新校舎の本体工事については、先日起工式が無事に終わりましたので、今月下旬から速やかに着手します。

教育長

起工式の写真などはありますか。

事務局

今回の資料には間に合いませんでしたので、また別の機会にお示しできればと思います。

教育長

中東情勢が工事に影響しないか気になると思いますが、工事自体は順調に進んでいるということで安心しました。ところで、開校準備委員会の開催はいつでしょうか。

事務局

7月13日に開催を予定しています。

教育長

わかりました。学校名が正式に決まりましたので、来月の定例会から「はりま新宮小中一貫校について」という名称で資料に表記することとします。

ほかに、ご質問、ご意見等はございますか。

ご発言がないようですので、以上で教育長諸報告を終わります。

次に、議事に入ります。報告第18号「工事請負契約に係る意見の申出について」、事務局説明願います。

事務局

工事請負契約に係る意見の申出について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、格別の意見はないものとしています。契約の目的は龍野西中学校武道場改築工事で、一般競争入札を行い、7億573万8,000円で株式会社進藤組と契約を締結しました。工事の内容についてですが、龍野西中学校武道場は昭和60年に建築され、以来41年が経過し、老朽化が顕著になっています。良好な教育環境の場を提供するため、現在の武道場を解体・撤去した後に新築するもので、工期は令和10年1月11日までとしています。以上です。

教育長

現在、龍野東中学校の武道場が工事中で、今年の10月に完成予定となっています。今回の龍野西中学校の武道場は令和10年1月11日完成予定ですので、2月頃から供用開始となる見込みです。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

武道場の畳についてですが、以前新しくなったような覚えがありますが、今回の工事でこれらは全て廃棄してしまうのでしょうか。それとも、再利用するのでしょうか。

事務局

新設される部分については新しい畳となりますが、既存の畳にもまだ十分に使えるものがありますので、中学校で保管し、必要に応じて利用できるよう調整しています。

教育長

具体的にどのような用途で使うのでしょうか。予備として保管しておくということでしょうか。

事務局

龍野東中学校の事例では、工事期間中、体育館に畳を敷いて臨時的に武道の授業を行ったりしているようです。

事務局

武道場が新しくなった後も、畳が痛んだ際の入替用として保管しておきたいとの要望を聞いています。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第18号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって報告第18号は原案のとおり承認いたしました。次に、報告第19号「たつの市中央学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について」と報告第20号「たつの市北学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について」は関連がありますので、一括して事務局説明願います。

事務局	たつの市中央学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。現在の委員の任期は令和7年6月1日から2年間ですが、各推薦団体における役員の交代や人事異動等により解嘱する必要が生じたため、新たな委員を委嘱するものです。解嘱及び委嘱する者については資料のとおりで、任期は前任者の残任期間である令和9年5月31日までとなります。続いて、たつの市北学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について、これを報告し、承認を求めるものです。解嘱及び委嘱する者については資料のとおりとなっています。任期についても同様に令和9年5月31日までとなります。以上です。
教育長	委嘱の期日が6月15日からとなっていますが、これはどのような理由からですか。
事務局	委嘱に関する決裁が完了した日が6月15日であったため、この日からとしています。
教育長	現在の委員の任期は2年となっていますが、PTAの役員の方は通常1年で交代されることがほとんどです。そのため、実態に合わせて任期を1年とし、例えば5月1日からを期間とするというようなことを考えてはどうでしょうか。本来は給食が始まる4月の段階で新年度の委員が委嘱されている状態が望ましいと思うのですが。
事務局	PTAの総会後に役員が決まり、それから推薦をいただくため、どうしても解嘱や委嘱は今ぐらいの時期となります。
教育長	市議会や校長会から推薦された委員も毎年変わりますので、毎年委員が変わることを前提とした仕組みにしたほうが、任期の途中で解嘱・委嘱する必要がなくなります。現在の任期は条例で定められていますので、次回以降、何かの改正がある際に、任期を1年にすることについて検討してください。 以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第19号及び報告第20号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 < 異議なしの声 > ご異議なしと認めます。よって報告第19号及び報告第20号は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第21号「たつの市立学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、事務局説明願います。
事務局	たつの市立学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について、別紙のとおり定めるものです。定例会の冒頭に教育長から話がありましたとおり、「はりま新宮小学校」と「はりま新宮中学校」の名称が

	正式に市議会で議決されました。その2校を総称して「はりま新宮小中一貫校」という名称を使用することについて、規則を改正するものです。施行日は令和10年4月1日からとなります。以上です。
教育長	今回の提案では、資料に記載のとおり、正式な小学校名、中学校名には「たつの市立」をつけ、総称である「はりま新宮小中一貫校」には「たつの市立」をつけないということにしました。
委員	なぜそのようになるのでしょうか。
事務局	小学校、中学校は「たつの市立」の学校になりますが、「はりま新宮小中一貫校」はそれらを総称した名称であることから、「たつの市立」はつけないということにしました。
委員	「はりま新宮小中一貫校」は、正式な名称なのでしょうか
事務局	正式な名称は「はりま新宮小学校」「はりま新宮中学校」であり、「はりま新宮小中一貫校」は総称です。「はりま新宮小中一貫校」は規則で定めますので、正式な名称です。
教育長	小学校、中学校、義務教育学校などは学校教育法で定められている学校種であり、これらは条例で「たつの市立」と規定することになりますが、小中一貫校という学校種は法律上定められていません。しかしながら、「はりま新宮小中一貫校」は、施設一体型の学校であり、小中一貫校としても名称が必要ですので、開校準備委員会からの提案を受け、新たに総称を定めようとしているところです。
委員	これまで小中一貫校の議論に深く関わっていなかったもので、今の説明を聞いて少し驚いているところです。地域の方々は、小中一貫校になると一括りで捉えている方が多く、そうであれば「校長は1人」と思われがちです。しかし、実際は小学校と中学校が分かれて存在し、校長や教頭もそれぞれ別に配置され、管理体制も別になるということかと思います。行政として効率化・集約化を進めつつも、このような管理体制であるということを地域に伝えていく必要もあらうと思います。
教育長	新宮地域の統合に当たっては、小学校5校が1校に統合されるという大規模な再編になります。これに中学校が加わりますので、開校当初から校長1人で統括・運営していくことは、現場の管理上、非常に困難な課題が生じることが予想されました。そのため、小学校、中学校というそれぞれの組織を残したまま施設を一体とした「小中一貫校」の形をとることにしました。施設一体型の場合、例えば施設面では小学校と中学校の授業時間の違いによるチャイムの問題がありますが、新築する校舎では東側に小学校、西側に中学校の教室を固め、それぞれの時程に合わせて別々に鳴らせるような設計にしています。一方で、職員室は1つに集約し、小学校の先生には中学校の兼務辞令を、中学校の先生には小学校の兼務辞令を出すことで、小中の先生が

連携して指導できる体制を作ります。

委員

先程までの話を聞いて、「たつの市立」をつける、つけないについて、よくわかりました。

教育長

開校後もどちらかと言えば個別の小中学校名、中学校名よりも「はりま新宮小中一貫校」のほうが地域の方には馴染みやすいかもしれません。

ほかに、ご意見、ご質問等はありませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第21号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり承認いたしました。

以上で公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります

< 非公開案件の審議 >

続いて、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

教育長

以上で令和8年第6回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後4時47分終了

出席者

教育長

委員

委員

委員

委員

教育管理部長

教育事業部長

教育管理部参事（兼）すこやか給食課長

教育事業部参事（兼）歴史文化財課長

教育総務課長

教育環境整備課長

小中一貫校建設担当課長

学校教育課長

小中一貫教育推進課長

幼児教育課長

社会教育課長

人権教育推進課主幹

スポーツ推進課長

社会教育課専門員

横山	一郎
喜多	敦子
瀬戸	陽三
大西	由香里
大西	章
藪元	崇亘
古本	寛
平岡	千加子
新宮	義哲
岩田	昌喜
武内	喜典
山下	一志
丸山	岳志
松尾	吉晃
黒田	一司
安田	弓代
田口	純一郎
内海	基和
喜多村	玲